

朝霞市公共空間利活用支援業務委託に係る プロポーザル審査要項

1 趣旨

本要項は、「朝霞市公共空間利活用支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」に定める事項のうち、委託契約の優先交渉権者を選定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

2 審査委員

審査は、別紙「プロポーザル審査委員名簿」に掲げる5人の採点により行う。

3 採点方法

- (1) 企画提案の内容は、プロポーザルの参加者から提出された企画提案書等の書類、プレゼンテーション及び参考見積書により評価及び採点をする。

評価点	250点
価格点	50点
合計	300点

- (2) 審査委員は、別紙「朝霞市公共空間利活用支援業務委託に係るプロポーザル採点表」の各項目に基づき評価及び採点を行うものとし、各参加者の企画提案の内容及びプレゼンテーション内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて参加者から提案のない項目については0点とする。
- (3) 参考見積書の評価（以下「価格点」という。）の方法については、参考見積書に提示された総事業費が最低である参加者を1位とし、50点を付与するものとし、他の参加者の得点は、1位の価格（最低提案価格）との比率により算出する。

なお、価格点の採点については、次の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = (\text{最低提案価格} / \text{当該提案価格}) \times 50$$

※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

4 順位

- (1) 「朝霞市公共空間利活用支援業務委託に係るプロポーザル採点表」による評価点の総計と、価格点の合計が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が175点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

$$\text{総評価点 (175点)} = 50 (\text{価格点}) + 125 (\text{採点項目 } 250 \div 2)$$

- (2) 「朝霞市公共空間利活用支援業務委託に係るプロポーザル実施要領」に定める見積限度額の総額を超える参加者は選定の対象としない。

5 審査結果の通知

市長は、審査結果の報告を受け、採否の判断を行い、その結果を参加者に通知する。

朝霞市公共空間利活用支援業務委託に係る
プロポーザル審査委員名簿

	所 属	職 名	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			